

## 玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>玄米及び精米品質表示基準 （適用の範囲） 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条（略）</p> <table border="1" data-bbox="114 603 1032 999"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄米</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>精米</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>もち精米</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>うるち精米</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>原料玄米</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（表示事項） 第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>	用 語	定 義	玄米	（略）	精米	（略）	もち精米	（略）	うるち精米	（略）	原料玄米	（略）	<p>玄米及び精米品質表示基準 （適用の範囲） 第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）別表に掲げる農産物のうち、玄米及び精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。 （定義） 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 603 2047 999"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玄米</td> <td>もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>精米</td> <td>玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。</td> </tr> <tr> <td>もち精米</td> <td>精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。</td> </tr> <tr> <td>うるち精米</td> <td>もち精米以外の精米をいう。</td> </tr> <tr> <td>原料玄米</td> <td>製品の原料として使用される玄米をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（表示事項） 第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者（精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。）が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称</li> <li>(2) 原料玄米</li> <li>(3) 内容量</li> <li>(4) 精米年月日（原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。）</li> <li>(5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号</li> </ol> <p>2 玄米にあつては、販売業者が表示すべき事項は、前項第4号に掲げる事項に代えて、調製年月日（原料玄米を調製した年月日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>3 輸入品であつて、精米年月日又は調製年月日が明らかでないものにあつては、第1項第4号又は前項に規定する事項に代えて、輸入年月日とする。</p>	用 語	定 義	玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。	精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。	もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。	うるち精米	もち精米以外の精米をいう。	原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。
用 語	定 義																								
玄米	（略）																								
精米	（略）																								
もち精米	（略）																								
うるち精米	（略）																								
原料玄米	（略）																								
用 語	定 義																								
玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。																								
精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。																								
もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。																								
うるち精米	もち精米以外の精米をいう。																								
原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。																								

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) (略)

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア (略)

イ (略)

ウ イの場合において、は、イの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目について、証明の内容に基づき、それぞれに対応する原料玄米の使用割合と併せて表示することができる。ただし、産地について証明を受けていない原料玄米の産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第4条に基づき伝達される産地を記載することができるものとする。

なお、この場合において、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の原料玄米について表示する場合にあつては、当該原料玄米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の原料玄米について表示することができる場合にあつては、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての原料玄米について表示項目をそろえて記載すること。

(I) 産地の表示をする場合にあつては、アに規定するところにより記載し、産地について証明を受けていない原料玄米について産地の表示をする場合にあつては、当該産地の次に括弧を付して「未証明」と記載すること。

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

玄米にあつては「玄米」と、もち精米にあつては「もち精米」と、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載すること。ただし、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と記載すること。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあつては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 割」と、輸入品にあつては原産国ごとに「 産 割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「 」には国名、「 」には使用割合を表す数字を記載すること（イからエにおいて同じ。）。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの（以下「証明米」という。）が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアに規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(ア) 複数の証明米について表示する場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(イ) 複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(4)及び(5)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

(1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(削る。)

(2)~(5) (略)

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあっては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 割」又は「 産 割」の表示の次に括弧を付して「未検査米割」と記載することができる。

(3) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記して記載すること。

(4) 精米年月日

ア 調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(I)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」とすること。

(ア) 平成12年4月1日

(イ) 12.4.1

(ウ) 2000.4.1

(I) 00.4.1

イ 調製年月日、精米年月日若しくは輸入年月日の異なるものを混合したものにあっては、最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載すること。

2 前条に規定する事項の表示は、前項第2号アの場合にあっては別記様式1により、同号イの場合にあっては別記様式2により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

(1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

(2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語

(3)~(6) (略)